

秋田市立保戸野小学校いじめ防止基本方針 2024

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要である。

◆いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、場所を問わず起こりうるものであること
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であること
- いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合があること
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できないこと
- いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題であること
- いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組む問題であること

◆いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。
- いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと面談等で認められること。
- いじめが解消している場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要であること。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努める。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図る。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍する「分かる・できる授業」づくりに取り組む。

- (1) 学校全体での「ことばは心」の共通実践
 - ・「ことばは心」を学校全体の合い言葉とし、家庭や地域への啓蒙を図りながら、あいさつやことばで心をつなぎ合うことを大切にする。
 - ・ことばに端を発するいじめを未然に防止するとともに、温かい人間関係を構築するよう努める。
- (2) 一人一人が存在感を感じる学年・学級づくりの推進
 - ・互いの頑張りやよさを認め合い、励まし合いのできる集団づくりを進める。
 - ・自分の思いや気持ちを安心して話せる学級づくりに努める。
- (3) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実
 - ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信で知らせしたりするなど、情報提供に努める。
 - ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会等で、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図る。
 - ・外部の専門家を招いた講演会等を実施する。
- (4) 児童会活動の充実
 - ・「保戸野っ子 楽しい学校づくり 5つの合い言葉」を活用し、年間を通して「いじめ撲滅」に向けた子ども主体の取組を実施するとともに、PTAの授業参観やフリー参観日、学習発表会等の機会に保護者や地域の方に広く紹介する。
- (5) 体験活動の充実
 - ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、地域探検、宿泊体験学習、修学旅行、福祉施設訪問等の充実を図る。
- (6) 「分かる・できる授業」づくりの推進
 - ・子ども一人一人が満足感や達成感を味わうことができるよう、係や委員会活動、集会、縦割り活動において、全ての子どもが活躍できる場を設定します。また、一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りの場の設定に努め、「分かる・できる授業」づくりを進める。
- (7) 日常的な関わりを大切にした児童理解
 - ・子どもや保護者の話に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止める。
 - ・子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係の把握に努める。

秋田市立保戸野小学校

「保戸野っ子 楽しい学校づくり 5つの合い言葉」

- 1 【笑顔】 きまりを守り、みんなが笑顔で過ごします。
- 2 【あいさつ】 心がつながるあいさつを大切にします。
- 3 【やさしさ】 思いやりと感謝の気持ちで接します。
- 4 【協力】 進んで努力し、みんなで協力します。
- 5 【挑戦】 夢に向かって全力でチャレンジします。

3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察・声かけ・関わり等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努める。

- (1) 「いじめの定義とその認知」についての共通理解
 - ・いじめの認知を正確に行う。
 - ・いじめの定義について教職員で共通理解を図る。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※かつてのいじめの定義要素であった「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」は含まれていないことを認識し合う。

- (2) 生活アンケートの実施
 - ・年4回（5月、7月、10月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて、子どもたちの心の様子や子どもたちを取り巻く状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施する。
- (3) 子どもとの面談の実施
 - ・学級担任が面談を通して、子どもが抱えている悩みや不安等を聞き取る。
- (4) 保護者面談の実施
 - ・学級担任が保護者との面談を通して、子どもに関する悩みや不安等を聞き取る。
- (5) 相談窓口の周知
 - ・学級担任以外に、教頭、教務主任、養護教諭、学年主任、生徒指導主事が、子どもや保護者の相談窓口となる。
- (6) 「ぬくもり委員会」での定期的な情報交換
 - ・職員会議の生徒指導部の中で子どもたちの様子について情報交換をし、人間関係を把握したり配慮しなければならないことを確認したりして、共通理解を図った上で日常の指導に当たる。
- (7) 「保戸野小いじめ対策委員会」での情報共有
 - ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「保戸野小いじめ対策委員会」において、その情報を共有する。

* 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間・集団

* 「物理的な影響」とは、身体的な影響、金品を取られたり隠されたりする、無理矢理やらされるなど

4 いじめへの組織的対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、教職員は他の業務に優先して速やかに管理職に報告し、学校の組織的な対応につなげていく。

対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対して、毅然とした指導により心からの反省を促す。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図る。

(1) 組織的な指導・支援

- ・ぬくもり委員会で、子どもへの支援の仕方や指導の在り方について共通理解を図ったり、問題行動等について協議したりする。

(2) 対応策の検討と役割分担

- ・「保戸野小いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決める。

(3) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の事実関係を明らかにして整合性を図り、状況を正確に把握する。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図る。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促す。

(4) 保護者との連携

- ・いじめを受けた子どもの保護者に対して、いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努め、了承を得た上で対応にあたる。また、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供する。
- ・いじめた子どもの保護者に対して、いじめの事実関係について躊躇することなく説明するとともに、行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図る。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続する。

(5) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図る。
- ・状況に応じて関係機関(警察署、法務局、教育委員会等)と連携を図る。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図る。

(6) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに秋田市教育委員会に報告し、対処について協議する。

(7) 対応記録の蓄積と引き継ぎ

- ・いじめの事実関係といじめへの対応の仕方や経過について、継続して記録する。転出、進級・進学の際には、その記録を確実に引き継ぐ。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置する。

- (1) めくもり委員会
 - ・全職員で構成し、日常の子どもたちの様子について、情報交換を基本とする。状況に応じて、生活全般に改善すべきことや話題となったことについて検討する。
 - ・校内外の生活の決まりの推進や定期的に行う子どもたちへの生活アンケートの計画を立てる。(子どもたちの状況やアンケート結果などは速やかに管理職に報告する。心配な子どもに対しては面談を実施し、改善に向けた対応を検討する。)
- (2) 生活指導対策委員会
 - ・管理職、生徒指導主事、当該学年で組織します。日常生活で子ども同士のトラブルや問題行動等について、その対応について検討する。
- (3) いじめ対策委員会
 - ・いじめ事案が発生したら、学校評議委員と管理職、教務主任、学年主任、当該担任、養護教諭で組織し、いじめ事案への対応や方針を協議する。
- (4) いじめ対策委員会と関係機関の連携
 - ・明確なあるいは重篤ないじめが発生し、管理職が各関係機関と連絡・連携を図り、その対応と解決に向けて取り組む。いじめ事案について、秋田市教育委員会に報告すると同時に秋田中央警察署及びスクールカウンセラー等と連携を図りその対応に努める。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどを通し、学校はいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努める。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広く知らせる。

- (1) 校報・生徒指導だよりによる情報発信
 - ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について、保護者に情報を提供するとともに、学校と家庭が一緒になって考えるようにする。
- (2) 学年・学級PTAにおける説明・協議
 - ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議する。
- (3) 講演会等の実施
 - ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催する。
- (4) ホームページの活用
 - ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介する。
- (5) 相談窓口、相談機関の周知
 - ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介する。